

湖西市規則第 10 号

湖西市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

湖西市行政手続条例施行規則（平成 9 年湖西市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

第 3 条 条例第 15 条第 4 項（条例第 22 条第 3 項及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める方法は、市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第 15 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。